



福島医発第 3592 号 (地)

令和 4 年 3 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 68)

今般、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱いについて、別紙のとおり厚生労働省より取扱いが示された旨、日本医師会より通知がありましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、

- ①「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 63)」の間 1 において示されている、「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合における、二類感染症患者入院診療加算 (250 点) の算定が、令和 4 年 7 月 31 日までの間は、引き続き、可能となること
- ②「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 66)」の間 1 において示されている、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、重点措置を実施すべき区域として公示された区域を含む都道府県に所在する保険医療機関であって、保健所等から健康観察に係る委託を受けているもの又は「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されているものの医師が、電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合における、二類感染症患者入院診療加算の 100 分の 200 に相当する点数 (500 点) が算定できる取扱いについて、令和 4 年 3 月 21 日時点において重点措置を実施すべき区域として公示された区域を含む都道府県に所在する保険医療機関は、令和 4 年 4 月 30 日までの間に限り、その取扱いが可能となること

等について示されております。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本県においては、「まん延防止等重点措置」について、3 月 6 日までとなっておりますので、②の算定は不可となりますことを申し添えます。

記

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

問 1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 63）」（令和 3 年 9 月 28 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の問 1 において、「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合に、令和 4 年 3 月 31 日までの措置として、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 9）」（令和 2 年 4 月 8 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の 2（2）における二類感染症患者入院診療加算（250 点）を算定できるとされているが、令和 4 年 4 月 1 日以降の取扱いについてどのように考えればよいか。

（答） 令和 4 年 7 月 31 日までの間は、引き続き、当該加算を算定することができる。

問 2 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 66）」（令和 4 年 2 月 17 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「2 月 17 日事務連絡」という。）の問 1 において、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、重点措置を実施すべき区域として公示された区域を含む都道府県に所在する保険医療機関であって、保健所等から健康観察に係る委託を受けているもの又は「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されているものの医師が、電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、二類感染症患者入院診療加算の 100 分の 200 に相当する点数（500 点）を算定できるとされているが、重点措置が解除された場合の取扱いについてどのように考えればよいか。

（答） 令和 4 年 3 月 21 日時点において重点措置を実施すべき区域として公示された区域を含む都道府県に所在する保険医療機関については、令和 4 年 4 月 30 日までの間に限り、2 月 17 日事務連絡の問 1 に示す「重点措置を実施すべき期間とされた期間において、実施すべき区域として公示された区域を含む都道府県に所在する保険医療機関」に該当するものとみなす。

以上

令和4年3月17日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その68）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、

- ① 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」の間1において示されている、「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合における、二類感染症患者入院診療加算（250点）の算定が、令和4年7月31日までの間は、引き続き、可能となること
- ② 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その66）」の間1において示されている、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、重点措置を実施すべき区域として公示された区域を含む都道府県に所在する保険医療機関であって、保健所等から健康観察に係る委託を受けているもの又は「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されているものの医師が、電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合における、二類感染症患者入院診療加算の100分の200に相当する点数（500点）が算定できる取扱いについて、令和4年3月21日時点において重点措置を実施すべき区域として公示された区域を含む都道府県に所在する保険医療機関は、令和4年4月30日までの間に限り、その取扱いが可能となること等について示されたものであります。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その68）
(令 4. 3. 16 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 16 日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その68）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

(別添)

問1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」（令和3年9月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の問1において、「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合に、令和4年3月31日までの措置として、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その9）」（令和2年4月8日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の2（2）における二類感染症患者入院診療加算（250点）を算定できるとされているが、令和4年4月1日以降の取扱いについてどのように考えればよいか。

（答）令和4年7月31日までの間は、引き続き、当該加算を算定することができる。

問2 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その66）」（令和4年2月17日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「2月17日事務連絡」という。）の問1において、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、重点措置を実施すべき区域として公示された区域を含む都道府県に所在する保険医療機関であって、保健所等から健康観察に係る委託を受けているもの又は「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されているものの医師が、電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、二類感染症患者入院診療加算の100分の200に相当する点数（500点）を算定できるとされているが、重点措置が解除された場合の取扱いについてどのように考えればよいか。

（答）令和4年3月21日時点において重点措置を実施すべき区域として公示された区域を含む都道府県に所在する保険医療機関については、令和4年4月30日までの間に限り、2月17日事務連絡の問1に示す「重点措置を実施すべき期間とされた期間において、実施すべき区域として公示された区域を含む都道府県に所在する保険医療機関」に該当するものとみなす。